

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 道人事委員会規則

- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則
- 職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則
- 給料の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 給料の調整額に関する規則及び給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

## 公布された規則のあらまし

### 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則一九一〇）

- 一 趣旨
  - 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年北海道条例第六十七号）の施行に伴い、この規則を制定することとした。
- 二 内容
  - 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年北海道条例第六十七号）の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關し必要な事項を定めることとした。
- 三 施行期日
  - この規則は、公布の日から施行することとした。
- 一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に關する規則（北海道人事委員会規則一七）
- 一 趣旨

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴い、関係人事委員会規則の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

- 1 規則の分類の一部改正関係
  - 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の制定に伴い、北海道人事委員会規則の分類に、「一九一〇の系列 任期付職員」を加える。
- 2 北海道職員等の旅費支給規則の一部改正関係
  - 特定任期付職員について、行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級を定める場合は、人事委員会に協議することとした（第二条関係）。
- 3 船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正関係
  - 特定任期付職員について、行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級を定めることとした（別表第一関係）。
- 4 給与の支給に関する規則の一部改正関係
  - (一) 特定任期付職員について、期末手当の管理職加算を受ける職員とその加算割合を定めることとした（第二十六条の三関係）。
  - (二) 特定任期付職員について、期末手当の役職段階別加算を受ける職員とその加算割合を定めることとした（別表第二関係）。
- 5 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正関係
  - (一) 特定任期付職員について、管理職員特別勤務手当が支給される職員とその額を定めることとした（第二条関係）。
  - (二) 特定任期付職員について、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿の記入方法を定めることとした（別記第一号様式及び別記第二号様式関係）。
- 三 施行期日
  - この規則は、公布の日から施行することとした。
- 一 趣旨
  - 職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇二九）
- 二 内容
  - 北海道職員の給与に関する条例等の改正に伴い、職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等について定めることとするため、この規則を制定することとした。
- 三 施行期日
  - 1 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及び当該給料月額を受ける期間に連算する期間について定めることとした（第一条及び第二条関係）。

平成十四年十二月二十日 金曜日

2 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額について定めることとした（第三条関係）。

### 三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

**平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三〇）

#### 一 趣旨

北海道職員給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例等の附則の規定に基づき、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

- 1 特例措置の算定の対象となる期間（継続在職期間）に含まれる期間について定めることとした（第一条関係）。
- 2 北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第五項第二号等に定める給料等の算定の基礎となる給料月額及び給料の調整額について定めることとした（第二条関係）。
- 3 この規則に定めるもののほか、必要な事項は人事委員会が定めることとした（第三条関係）。

### 三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

**給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三一）

#### 一 趣旨

平成十五年度から三月期の期末手当が廃止され、及び勤勉手当の支給総額の割合が変更されることに伴い、期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

- 1 期末手当及び勤勉手当に係る在職期間等について所要の改正を行うこととした（第二十八条、第二十九条の七及び第二十九条の九関係）。
- 2 勤勉手当の成績率の割合を改正することとした（第二十九条の八関係）。
- 3 その他規定の整備を行うこととした。

### 三 施行期日

この規則は、平成十五年四月一日から施行することとした。

二

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三二）

#### 一 趣旨

北海道職員の給与に関する条例等の改正に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

- 1 特定号俸表を改正することとした（別表第八関係）。
- 2 その他規定の整備を行うこととした。

### 三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十五年一月一日から施行することとした。

**給料の調整額に関する規則及び給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三三）

#### 一 趣旨

北海道職員の給与に関する条例等の改正等に伴い、給料の調整額について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

- 1 給料の調整額に関する規則の一部改正関係  
給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額について改定することとした（別表第二関係）。
- 2 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正関係  
給料の調整額に関する経過措置について改正することとした（附則第二項から附則第五項まで関係）。

### 三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三四）

#### 一 趣旨

北海道職員の給与に関する条例の改正に伴い、初任給調整手当の額を改定することとするため、この規則を制定することとした。

### 二 内容

職員の区分及び期間の区分に応じた初任給調整手当の額を改定することとした（別表関係）。

### 三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

**特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則七一〇三五）

(三五)  
一 趣旨及び内容

平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に特地部局に異動した職員等に係る特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定について、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした(第三条第二項及び第五条第二項関係)。

二 施行期日  
この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

### 道 人 事 委 員 会 規 則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。  
平成十四年十二月二十日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

#### 北海道人事委員会規則一九〇

一般職の任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号。以下「条例」という。)第四条第二項及び第四項並びに第六条の規定に基づき、条例第二条各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第二条 任命権者は、条例第二条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求め、又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第三項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(辞令書の交付)

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を明示した辞令書を交付

するものとする。

一 任期付職員を採用する場合  
二 任期付職員の任期を更新する場合  
(特定任期付職員の号俸の決定)

第四条 特定任期付職員(条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合  
一号俸

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合  
二号俸

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合  
三号俸

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合  
四号俸

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合  
五号俸

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合  
六号俸

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合  
七号俸

(特定任期付職員業績手当)

第五条 条例第四条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第六条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則七二二八〇)第二十九条の九に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(第二条第二項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第七条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二条第二項



任期付職員条例第四条 第一項の給料表	四号俸及び三号俸の給料月額を受ける職員	百分の十五
	二号俸及び一号俸の給料月額を受ける職員	百分の十

別表第二備考第二項中「医療職給料表(一)」の下に「任期付職員条例第四条第一項の給料表」を加える。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第五条 管理職員特別勤務手当に関する規則(北海道人事委員会規則七一九一)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の三(一)の下に「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号。以下「任期付職員条例」という。)(第五条第二項及び」を加え、「及び」を、「(任期付職員条例第五条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)(並びに」に改め、「第十九条の三(一)の下に「任期付職員条例第五条第四項及び」を加える。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 任期付職員条例第一条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。) 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千円
- ロ 五号俸 一万円
- ハ 二号俸から四号俸まで 八千円
- ニ 一号俸 六千円

別記第一号様式記入上の注意第四項中「中括弧を挿入して」の前に「中括弧を挿入及び」を、「懸念差料」の次に「それぞれ「中括弧を挿入差料」及び」を加える。別記第二号様式記入上の注意第一項中「ただし、」の次に「中括弧を挿入及び」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道人事委員会規則七一九一

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

平成十四年十二月二十日

金曜日

職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額(北海道学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十八号。以下「学校職員給与条例」という。)(別表第二の備考(一)又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)(別表の備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成六年北海道条例第六十五号)附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和十六年北海道条例第六十一号)第五条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定を含む。)(の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。))を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。))は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \left( \frac{\text{施行日におけるその職員の職務の級における職員の号俸の額とその1号俸下位の号俸の額の差額}}{\text{その職員の施行日における新給料月額}} \times \frac{\text{施行日におけるその職員の号俸の額とその1号俸下位の号俸の額の差額}}{\text{その職員の施行日における新給料月額}} \right) \times \text{施行日におけるその職員の号俸の額} \\ & + \text{施行日におけるその職員の職務の級における職員の号俸の額} \end{aligned}$$

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の昇給規定(北海道職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十五号)第五条第七項ただし書、学校職員給与条例第六条第七項ただし書(市町村立学校職員給与条例第二条第二項において準用する場合を含む。))及び北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年北海道条例第三十四号)第六条第七項ただし書の規定をいう。)(の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。)(任期付職員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第三条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 1,011,000	円 989,000
1,123,000	1,098,000
1,235,000	1,207,000
1,347,000	1,316,000

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則七一〇三〇

平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(改正条例附則第五項第一号の継続在職期間に含まれる期間)

第一条 北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第七十九号。以下「道職員改正条例」という。)(附則第五項第一号、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十一号。以下「学校職員改正条例」という。)(附則第五項第一号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十二号。以下「市町村立学校職員改正条例」という。)(附則第二項において準用する場合を含む。以下「学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。))及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十三号。以下「警察職員改正条例」という。)(附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日(道職員改正条例附則第五項第一号、学校職員改正条例附則第五項第一号及び警察職員改正条例附則第五項第一号に規定する基準日をいう。以下同じ。))までの間において、職員が人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第一号から第三号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの
- 二 国家公務員

- 三 職員以外の地方公務員
- 四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者
- 五 給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則七一二八〇)第二十四条第三号に規定するこれらに準ずる者と人事委員会が認めるもの

(改正条例附則第五項第二号の給料等の額の算定)

第二条 道職員改正条例附則第五項第二号、学校職員改正条例附則第五項第二号及び警察職員改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額は、職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(北海道人事委員会規則七一〇二九)第一条又は第三条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第一条中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において」とあるのは、「北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第七十九号。以下「道職員改正条例」という。)(附則第五項第一号、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十一号。以下「学校職員改正条例」という。)(附則第五項第一号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十二号。以下「市町村立学校職員改正条例」という。)(附則第二項において準用する場合を含む。以下「学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。))及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十三号。以下「警察職員改正条例」という。)(附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。))のうち」と、「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。))とあるのは「期間(以下「特定期間」という。))がある職員の特定期間における基礎給料月額(道職員改正条例附則第五項第一号、学校職員改正条例附則第五項第一号及び警察職員改正条例附則第五項第一号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額をいう。以下同じ。))」と、同条の式中「施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額」とあるのは「道職員改正条例第一号の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第五号)、学校職員改正条例第一号の規定による改正後の学校職員給与と条例、市町村立学校職員改正条例による改正後の市町村立学校職員給与と条例及び警察職員改正条例第一号の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年北海道条例第三十四号)(以下「改正後の給与と条例」という。))の規定による特定期間におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と、「+ 施行日」とあるのは「+ 改正後の給与と条例の規定による特定期間」と、「+ 継続在職期間」とあるのは「基礎給料月額」と読み替えるものとする。

2 継続在職期間（道職員改正条例附則第五項第一号、学校職員改正条例附則第五項第一号及び警察職員改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。以下同じ。）において道職員改正条例第一条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号。以下「道職員給与条例」という。）、学校職員改正条例第一条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員改正条例による改正前の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）又は警察職員改正条例第一条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年北海道条例第三十四号。以下「警察職員給与条例」という。）に規定する給料表の適用を受けていた期間（道職員改正条例附則第二項第一号、学校職員改正条例附則第二項又は警察職員改正条例附則第二項に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。）がある職員

の当該期間における道職員改正条例附則第五項第二号、学校職員改正条例附則第五項第二号及び警察職員改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸の道職員改正条例第一条の規定による改正後の道職員給与条例、学校職員改正条例第一条の規定による改正後の学校職員給与条例、市町村立学校職員改正条例による改正後の市町村立学校職員給与又は警察職員改正条例第一条の規定による改正後の警察職員給与と条例の規定による給料月額とする。

3 継続在職期間において給料の調整額に関する規則及び給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一一〇三三。以下「改正規則」という。）第二条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一一八六）附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における道職員改正条例附則第五項第二号、学校職員改正条例附則第五項第二号及び警察職員改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第二項又は第三項の規定により算定した額から改正規則第一条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則七一一八八）第三条の規定により算定した額を減じた額に、改正規則第一条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則第三条の規定により算定した額を加えた額とする。

（雑則）  
第三条 この規則に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則  
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日  
北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則七一一〇三一  
給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七一一八〇）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。  
第二十八条第一項中「三箇月（基準日が十二月一日であるときは、六箇月）」を「六箇月」に改める。

第二十九条の七第一項後段を削る。  
第二十九条の八第一号中「六月に支給する場合には百分の四十以上百分の九十以下十二月に支給する場合には百分の三十五以上百分の八十五以下」を「百分の四十五以上百分の百五以下」に改め、同条第二号中「百分の二十以上百分の四十五以下」を「百分の二十五以上百分の五十五以下」に改める。

第二十九条の九の表中三月一日の項を削る。

附則

（施行期日）  
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）  
2 平成十五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の給与の支給に関する規則第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年十二月二十日  
北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則七一一〇三二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則七一一〇三五）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。  
別表第二の高等学校教育職給料表級別資格基準表の備考第二項中「附則第10項の規定により副専任教諭の」を「附則第8項の規定により副専任教諭の」に改める。

別表第八中

公安職給料表	22号俸	20号俸	13号俸
海事職給料表	14号俸	9号俸	8号俸

を

公安職給料表	22号俸	20号俸	14号俸
海事職給料表	14号俸	10号俸	8号俸

に

高等学校教育職給料表	13号俸	22号俸
中学校及び小学校教育職給料表	13号俸	24号俸

を

高等学校教育職給料表	13号俸	23号俸
中学校及び小学校教育職給料表	13号俸	25号俸

に

医療職給料表(一)	12号俸	12号俸
医療職給料表(二)	11号俸	12号俸

を

医療職給料表(一)	12号俸	13号俸
医療職給料表(二)	12号俸	12号俸

に改め。

附則

(施行期日等)

- この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第三十六条第六号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- この規則(別表第二の改正規定に限る。)による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。(施行日における昇格又は降格の特例)
- 北海道職員給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第七十九号)附則第二項若しくは第三項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十一号)

附則第二項若しくは第三項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十二号)附則第二項において準用する場合を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第八十三号)附則第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた職員で、この規則の施行の日昇格又は降格をした者については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号俸又は給料月額(同日において昇給、特別昇給又は復職時等における給料月額の調整(以下「昇給等」という。))により号俸又は給料月額を決定されることとなる職員にあっては、昇給等がないものとした場合の号俸又は給料月額)及びこれを受けることとなる期間を同日の前日に受けていた号俸又は給料月額及びこれを受けていた期間とみなしてこの規則による改正後の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第二十二条又は第二十三条及び第二十九条の規定を適用する。

給料の調整額に関する規則及び給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年十二月二十日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則七—〇三三

給料の調整額に関する規則及び給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(北海道人事委員会規則七—一八八)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改め。

別表第二 調整基本額表(第三条関係)

行政職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	5,200円				
2 級	6,600円				
3 級	8,600円。ただし、1号俸8,352円				
4 級	9,900円				
5 級	10,300円				
6 級	11,000円				

7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号俸7,087円、3号俸7,384円、4号俸7,704円、5号俸8,023円
2 級	9,100円。ただし、2号俸7,780円、3号俸8,109円、4号俸8,518円、5号俸8,964円
3 級	9,900円。ただし、2号俸8,973円、3号俸9,351円、4号俸9,724円
4 級	10,700円。ただし、1号俸10,485円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ハ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円。ただし、2号俸6,187円、3号俸6,367円、4号俸6,592円、5号俸6,858円
2 級	8,700円
3 級	11,300円
4 級	13,000円
5 級	13,700円

二 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円。ただし、2号俸7,272円、3号俸7,627円、4号俸8,086円、5号俸8,572円、6号俸8,923円、7号俸9,261円
2 級	11,200円。ただし、2号俸9,171円、3号俸9,576円、4号俸9,985円、5号俸10,426円、6号俸10,858円
3 級	12,800円。ただし、1号俸11,493円、2号俸12,082円、3号俸12,663円
4 級	13,700円。ただし、1号俸12,991円、2号俸13,671円
5 級	16,400円

備考 「大学教育職給料表」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。

ホ 高等学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号俸6,664円、3号俸6,948円、4号俸7,272円、5号俸7,627円、6号俸8,037円、7号俸8,487円、8号俸8,793円、9号俸9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号俸8,640円、3号俸8,959円、4号俸9,283円、5号俸9,630円、6号俸9,994円、7号俸10,498円、8号俸11,029円、9号俸11,565円
3 級	12,900円（北海道学校職員の給与に関する条例別表第二の備考ロに定める職員にあつては、13,100円）
4 級	14,200円

備考 「高等学校教育職給料表」とは、北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。

ヘ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号俸6,664円、3号俸6,948円、4号俸7,272円、5号俸7,627円、6号俸8,037円、7号俸8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号俸7,366円、3号俸7,740円、4号俸8,149円、5号俸8,640円、6号俸8,959円、7号俸9,283円、8号俸9,630円、9号俸9,994円、10号俸10,498円、11号俸11,029円、12号俸

3 級	12,400円 (市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例別表の備考(二)に定める職員にあつては、12,600円) ただし、1号俸12,285円(同表の備考(二)に定める職員にあつては、12,600円)
4 級	13,900円

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

ト 研究職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,100円。ただし、2号俸6,084円、3号俸6,282円、4号俸6,511円、5号俸6,795円、6号俸7,137円、7号俸7,519円、8号俸7,924円				
2 級	9,800円。ただし、2号俸8,302円、3号俸8,748円、4号俸9,166円、5号俸9,585円				
3 級	11,700円。ただし、1号俸11,605円				
4 級	12,600円				
5 級	15,800円。ただし、1号俸15,498円				

チ 医療職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	11,200円。ただし、2号俸10,692円、3号俸11,151円				
2 級	14,000円。ただし、1号俸13,459円				
3 級	15,600円				
4 級	16,800円				

リ 医療職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	6,200円				
2 級	8,100円。ただし、2号俸7,983円				
3 級	9,700円。ただし、1号俸9,319円、2号俸9,648円				

4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

ヌ 医療職給料表(三)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,100円。ただし、2号俸6,876円、3号俸7,128円、4号俸7,389円、5号俸7,668円、6号俸8,041円				
2 級	10,000円。ただし、2号俸8,091円、3号俸8,469円、4号俸8,887円、5号俸9,157円、6号俸9,427円、7号俸9,706円				
3 級	10,400円。ただし、1号俸10,021円、2号俸10,341円				
4 級	10,800円				
5 級	11,100円				
6 級	12,500円				
7 級	13,500円				

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一八八)

六)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の給料の調整額に関する規則(以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。)第三条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号俸(同日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、同日に受ける号俸の号数に前該号俸欄に掲げる号俸に対応する回表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号俸が平成八年一月一日における前該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における前該職務の級の最

高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（附則第四項において「改正前の規則」という。）第三条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項から附則第五項までにおいて「調整数」という。）が同一である職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者を除く。）の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第三条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸（新たに職員となった日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）の平成八年一月一日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける職務の級の号俸が平成八年一月一

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者に限る。）のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合には、新たに職員となった日（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第三条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸（新たに職員となった日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸）の平成八年一月一日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける職務の級の号俸が平成八年一月一

日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸である職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（附則第四項において「改正前の規則」という。）第三条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項から附則第五項までにおいて「調整数」という。）が同一である職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

5 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日以後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第二項（新基準日以後に新たに職員となった者にあっては、前項）の規定を準用する。

附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二

平成15年1月1日から 同年3月31日まで	$\frac{100}{100}$
平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	$\frac{75}{100}$
平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	$\frac{50}{100}$
平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	$\frac{25}{100}$

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

初任給調整手引に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道人事委員会委員長 杉 本 隆 治

北海道人事委員会規則七一〇三四

初任給調整手引に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手引に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇三三）の一部を次のように改正する。

別表を次のように定める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第1項 第3号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員
1 年 未 満	311,400 <sup>円</sup>	219,100 <sup>円</sup>	161,400 <sup>円</sup>	50,800 <sup>円</sup>
1 年以上 2 年未 満	311,400	219,100	161,400	50,800
2 年以上 3 年未 満	311,400	219,100	161,400	50,800
3 年以上 4 年未 満	311,400	219,100	161,400	50,800
4 年以上 5 年未 満	311,400	219,100	161,400	50,800
5 年以上 6 年未 満	311,400	219,100	161,400	50,800
6 年以上 7 年未 満	311,400	219,100	161,400	49,000
7 年以上 8 年未 満	311,400	219,100	161,400	47,200
8 年以上 9 年未 満	311,400	219,100	161,400	45,400
9 年以上 10 年未 満	311,400	219,100	161,400	43,600
10 年以上 11 年未 満	311,400	219,100	161,400	41,800
11 年以上 12 年未 満	311,400	219,100	161,400	40,000
12 年以上 13 年未 満	311,400	219,100	161,400	38,200
13 年以上 14 年未 満	311,400	219,100	161,400	36,400
14 年以上 15 年未 満	311,400	219,100	161,400	35,000

15 年以上 16 年未 満	311,400	219,100	161,400	33,600
16 年以上 17 年未 満	307,000	215,800	158,800	32,200
17 年以上 18 年未 満	302,600	212,500	156,200	30,800
18 年以上 19 年未 満	298,200	209,200	153,600	29,400
19 年以上 20 年未 満	293,800	205,900	151,000	28,000
20 年以上 21 年未 満	289,400	202,600	148,400	26,600
21 年以上 22 年未 満	277,200	195,200	142,700	26,000
22 年以上 23 年未 満	264,700	187,500	137,100	25,300
23 年以上 24 年未 満	252,600	180,300	131,400	24,400
24 年以上 25 年未 満	240,300	172,600	126,000	23,600
25 年以上 26 年未 満	228,000	165,200	120,400	23,000
26 年以上 27 年未 満	212,600	153,900	112,400	22,300
27 年以上 28 年未 満	197,500	143,100	104,400	21,700
28 年以上 29 年未 満	182,200	132,000	96,400	21,000
29 年以上 30 年未 満	166,800	120,800	88,400	20,600
30 年以上 31 年未 満	149,100	108,900	79,700	20,200
31 年以上 32 年未 満	131,400	96,900	71,200	19,400
32 年以上 33 年未 満	113,900	85,200	62,400	18,600
33 年以上 34 年未 満	83,200	65,600	49,500	17,700
34 年以上 35 年未 満	55,000	47,500	37,500	16,900

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

秘 照

この規則は、平成十四年十二月二十日施行する。

特任給調整手引に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

## 北海道人事委員会規則七一〇三五

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則七一三五七）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年北海道条例第七十九号）第一条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年北海道条例第八十三号）第一条の規定による改正後の警察職員給与条例（第五条第二項において「平成十四年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

第五条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（当該異動又は部局の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は部局の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

## 附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

平成十四年十二月二十日

金曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課